

平成26年9月5日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」の改訂について（通知）

無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年環境省告示第98号）第2項第1号から第3号に掲げる産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の含有量が5,000mg/kg以下のものの該当性を確認するための測定方法については、「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第1版）」（以下「第1版」という。）をとりまとめ、平成25年2月25日付け環廃産発第1302251号本職通知「低濃度PCB含有廃棄物に関するPCB含有量の測定法について（通知）」により通知したところである。

今般、第1版に所要の事項を追記し、「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第2版）」を別添のとおりとりまとめたので通知する。

貴職におかれては、同資料について、管内のPCB廃棄物の保管事業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に対する周知、指導方をよろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

